

厚木飛行場周辺における機能復旧工事に係る希望届受付対象住宅について（お知らせ）

- 厚木飛行場周辺における防音建具（防音サッシ、防音ドア）及び空気調和機器（エアコン、換気扇、レンジ用換気扇）の機能復旧工事については、**令和2年2月25日（火）から**「住宅防音工事希望届」（以下、「**希望届**」という。）の**受付対象を、『防音工事が完了して10年以上経過した住宅』**といたします。

【令和2年2月24日まで】

（防音建具復旧工事）

区域	希望届受付対象住宅
85WECPNL以上	平成 4年3月31日までに防音工事が完了した住宅
80～85WECPNL	昭和63年3月31日までに防音工事が完了した住宅
75～80WECPNL	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅

（空気調和機器機能復旧工事）

区域	希望届受付対象住宅
全区域	平成16年3月31日までに防音工事が完了した住宅

【令和2年2月25日以降】

（共通）

区域	希望届受付対象住宅
全区域	防音工事が完了して10年以上経過した住宅

- 特に、防音建具機能復旧工事については、**数多くの「希望届」の提出が見込まれますが**、防音工事完了後長期にわたってお待たせしている方もおられることから、希望届の提出時期を踏まえつつ、**原則「防音工事の完了順」により、年度ごとの限られた予算の範囲で工事を実施すること**としておりますので、**早期に希望届を提出された方であっても、防音工事の完了年次によっては、工事の実施まで相当年数をお待ち頂くことがあります。**
- また、工事実施に伴う負担軽減の観点から、防音工事と機能復旧工事の双方が希望届の受付対象となっている方については、**防音工事と機能復旧工事を同時期に実施したいと考えております。**そのため、「防音工事の完了順」にかかわらず、**工事実施順序が前後すること**があります。
- なお、今回新たに希望届受付対象となる住宅のうち、**工法是正工事（Ⅱ工法⇒Ⅰ工法）の対象となる地域に所在する住宅**については、機能復旧工事の希望届を提出頂いた場合であっても、機能復旧工事に代えて、**工法是正工事を実施すること**になります。

- **新たに受付対象となる方で機能復旧工事を希望される方は**、対象住宅であるか否か（「防音工事」の工事完了年月日等）を確認の上、**令和2年2月25日以降、郵送等で希望届の提出をお願いします。**

- 「希望届」は、当局及び座間防衛事務所(大和市鶴間1-13-2 Tel.046-261-4332)で配付しているほか、当局のホームページからもダウンロードできます。
https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/jyutakubouon/jyuutakubouonn001.html

【住宅防音工事希望届の提出、問い合わせ先】
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎
南関東防衛局 企画部 住宅防音第2課 Tel:045-211-7113